

## 警報発令時の対応について

### 1 警報発令時の対応

(1) 午前6時現在、尾道市において、次のいずれかに該当する場合は自宅待機とする。

- ① いずれかの「特別警報」が発令されている場合。
- ② 大雨警報と洪水警報が同時（2つとも）に発令されている場合。  
(大雨警報だけが発令されている場合は、安全に留意して通常通り登校してください。)
- ③ 暴風・暴風雪・大雪警報のいずれかが発令されている場合。

※午前6時以前に自宅を出る生徒の場合

- ・ 自宅を出る時刻に特別警報・警報が発令されていない場合・・・通常通り登校する。
- ・ 登校途中で特別警報・警報の発令を知った場合・・・

安全確保を第一優先に考え、状況を見て安全に留意して帰宅する。

(2) 自分の居住地区で(1)に該当する場合、自宅待機とし、登校しない。

ただし尾道市に特別警報・警報が発令されていない場合、学校は開校しているので、自分の居住地区で特別警報・警報が解除され、安全が確認できた場合は速やかに登校する。

### 2 警報解除時の対応

午前11時までに特別警報・警報が解除された場合、解除が確認できた時刻に応じて始業するので、安全を確認して登校する。

(大雨警報・洪水警報については、一方もしくは両方が解除された場合とする。)

次の時刻に特別警報・警報が解除された場合、生徒の対応は次の通りである。

7：00現在・・・2限より登校

8：00現在・・・3限より登校

9：00現在・・・4限より登校

10：00現在・・・5限より登校

11：00現在・・・5限より登校

### 3 臨時休校の判断

午前11時の時点で、特別警報・警報が解除されていない場合は、臨時休校とする。

また、臨時休校により実施できなかった授業は、長期休業期間中等の適切な日を振り替えて授業確保に努める。